

2022年6月23日

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）の改正（中間まとめ）への意見

東京都生活協同組合連合会

専務理事 秋山 純

項目番号2

第4 1

(2)「住宅等の一定の中小新築建物への太陽光発電設備の設置等を義務付ける新たな制度の創設」

(3)「太陽光発電設備の適切な導入、運用、廃棄等について」

p 30～p 41

当会は、東京都内で305万人の組合員が加入する69会員生協で構成する生活協同組合連合会です。東日本大震災の甚大なる被害を教訓とした「東京都生協連の目指すエネルギー政策」を定め、原子力発電の依存率を可能な限り引き下げ、再生可能エネルギーの普及・拡大などエネルギー政策の転換をすすめていくための諸活動に取り組んでいます。

東京都は、2050年までにCO₂排出の実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現をめざし様々な施策を推進していますが、都内における太陽光パネルの設置に適した既存住宅では未だ普及率は4%程度にとどまっており、事業部門での取り組みと同時に、家庭部門における温室効果ガスの排出削減対策が求められています。

そのなかで、今回の環境確保条例の改正に関する「中間のまとめ」で示された住宅等の一定の中小新築建物への太陽光発電設備の設置等を義務付ける新たな制度が多く都民の理解を得て、一般住宅での太陽光発電設備の急速な普及に貢献することができれば、全国でも先進的な事例となります。

私どもとしても、地球温暖化防止の活動に積極的に取り組み、持続可能な社会づくりを目指す立場から、再生可能エネルギーの普及拡大をはかり、また、各家庭に太陽光発電が普及することで災害時のバックアップ電源としても活用できる今回の施策を高く評価しています。

しかしながら、今回の施策については「一般の新築住宅への設置義務化」という報道が先行し、いささか唐突な提案と受け止める都民も少なくありません。

住宅の購入は消費者にとって最も高額な消費行動のひとつです。太陽光発電設備の費用に関する消費者負担、太陽光パネルが破損した場合の補償、耐用年数を超えた設備の入れ替え、太陽光パネルの廃棄など、太陽光発電設備の設置について消費者が理解と納得の上で、安心して住宅選びができる環境整備のために、消費者が率直に感じる疑問に対して積極的なコミュニケーションにより、一つひとつ丁寧に答えていくことが必要です。

これらの取り組みを通じて、一人でも多くの消費者がゼロエミッションへの課題を自分ごととして捉え、一人ひとりの行動につなげていく機会となるような働きかけを、東京都が責任をもって行うことを求めます。

以上